

介護福祉士になりたい
あなたを応援します！

令和3年度
介護福祉士修学資金等貸与事業

介護福祉士 修学資金 貸付のご案内

無利子



貸付額

168 万

(2年修学の養成施設の場合の限度額)

月額 5万円以内
入学／就職準備金 各20万円以内
国家試験受験対策費 年額4万円以内

+

生活費加算
生活保護世帯等で
特に認める場合
末尾の※注参照

対象者

介護福祉士の資格取得を目指し、
介護福祉士養成施設に在学されている方。

返還免除

養成施設卒業後、山口県内の介護事業所等
で、介護福祉士として介護等業務に5年間
従事した場合、返還が全額免除されます！

受付期間

令和 **3**年 **4**月 **5**日(月) ~ **5**月 **14**日(金) 必着

【参考】 令和3年度貸付予定者数 60名程度

※これを超える申請があった場合には、所得証明等の提出を求め選考して決定します。

貸付対象者

介護福祉士養成施設で修学し、卒業後は介護福祉士として山口県内において介護等の業務に従事しようとする方

※職業訓練生等の方は対象となりません。

(1)山口県内の介護福祉士養成施設に在学する方

<対象養成施設>

岩国YMCA国際医療福祉専門学校、下関福祉専門学校、YIC看護福祉専門学校
中村女子高等学校(高等福祉専攻科)、山口芸術短期大学、徳山大学

(2)県外の介護福祉士養成施設に在学する方

山口県内に住所を有する方、または入学前年度に山口県内に住所を有する方

※上記に限らず、卒業後に山口県内で返還免除対象業務に従事しようとする者であると山口県知事が認めた者も対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

貸付申請の手続

申請は、養成施設を通じて貸付申請書(実施要綱別記第2号様式)に次の書類を添えてお申し込みください。

(1) 養成施設の長の推薦書(実施要綱別記第3号様式)

(2) 誓約書(実施要綱別記第1号様式)

※連帯保証人(日本国内に住所を有すること)が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。ただし、保証人として適当である法定代理人がいなるときはこの限りではありません。

※連帯保証人が法人の場合は、別に必要な書類がありますので、予め御相談ください。

※本人と連帯保証人が連署、押印(連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内)を添付)し、収入印紙(200円)を貼り割印を押印してください。

(3) 山口県外の養成施設に在学する方は、住民票(発行日から3ヶ月以内)の写し

(4) 中高年離職者(離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学し、入学時45歳以上の方)の場合は、離職を証明する書類(事業所の離職証明等)

(5) 生活費加算を含む申請の場合は、末尾の「※注」を参照してください。

(6) 県社協会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類(例:外国籍者の在留資格等)

貸付の決定

申請者には書面により結果をお知らせします。

口座振込申出書の提出

貸付決定後は、口座振込申出書(実施要綱別記第6号様式)に必要事項を記入して提出してください。口座名義人は、申請者本人に限ります。

貸付金の振込

修学資金は、口座振込申出書その他必要な書類の全てが提出された後、本人の口座に3ヶ月分をまとめて、年4回に分けて振込み(原則20日)ます。なお、初回の支払は遡及分をまとめて速やかに振込みます。

貸付決定の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付決定を解除することになります。
(貸付金の返還事由に該当し、返還を開始することになります。)

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。(留年も該当)
- 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

貸付の休止

次のいずれかに該当する場合は、貸付を休止することになります。

- 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がつきます。(返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。)

- 修学資金の貸付を解除されたとき。
- 死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。(介護等の業務従事中の死亡を除く。)
- 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなかったとき。
- 山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき。

返還の方法等

- 返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。【2年間の貸与を受けた場合は、4年の範囲内で返還することになります。】
- 返還方法は、月賦の均等払いによります。なお、繰り上げ返還や一括返還もできます。

§猶予期間について

災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、猶予期間を設けることができます。

貸付金の返還免除

★全額免除

卒業後、1年以内に山口県内(※1)の介護福祉施設や事業所等で、介護福祉士として介護等の業務に従事し、引き続き5年間(※2)従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

※1 国立障害者リハビリテーションセンター等その他特に定める場合にあつては、県外でも対象となります。

※2 中高年離職者又は過疎地域内で従事された方は3年間

★一部免除

介護等の業務に引き続いて従事した期間が一定の期間以上となった場合は返還が一部免除されることがあります。

※注

A 生活費加算とは!

貸付対象者の1ヶ月当たりの生活費の一部として一定額を加算

※申請時の居住地と年齢に応じて金額が異なります。

(例:山口市に居住する19歳の場合の加算額は月額38,290円です。)



B 生活費加算が申請できる者

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者

※貸付申請時は生活保護受給者であり、貸付決定後は生活費加算の支払開始前に生活保護が廃止された場合に限り加算金を支払うので、福祉事務所長が発行する書類(①申請時には生活保護受給を証する書類、②入学後貸付金支払い前には廃止を証する書類)の提出が必要です。

(2) 生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると知事が認める世帯の世帯員であるもの

※前年度又は当該年度において、地方税法、その他法令、条例等により住民税等の課税免除、減免、徴収の猶予等の措置を受けている。

(例)・地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

・国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

※高等教育の修学支援新制度の「給付型奨学金」と「授業料等減免」のどちらか片方でも受けられる方は「生活費加算」との併用はできません。

C 添付書類

生活費加算を伴う申請をするときは、通常の申請書・添付書類に加え次によること。

①生活保護受給世帯の者にあつては、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書及び貸付けによる自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書を添付

②生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者にあつては、世帯全員(申請者及び申請者と同一生計にある者全員)の住民票及び世帯全員の前年(発行ができない場合は前々年)の所得証明書、その他B(2)の事実を証する書類を添付

③他支援との併用状況申告書を添付

●受付期間内に貸付申請をされなかった方で、年度途中で家庭の事情等がかわり、申請をご希望の方は下記までご連絡ください。

ご案内には概要を記載していますので、介護福祉士修学資金等貸与実施要綱、様式等は山口県社会福祉協議会のホームページを御覧ください。

《申請書提出・問い合わせ先》

山口県福祉人材センター(介護福祉士修学資金担当)

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口県山口市大手町9-6 ☎ 083-922-6200

●ホームページ <http://yamaguchi-fjc.jp/>

山口県福祉人材センター

検索

